

大口町営テニスコートの使用基準

(昭和59年4月1日施行)

大口町営テニスコート（以下「テニスコート」という。）の効果的な利用及び円滑な管理運営を図るため、テニスコートの使用については、「大口町総合グラウンド管理運営に関する規則」（以下「規則」という。）の規定を準用し、次のとおりとする。

(使用の申請)

第1 テニスコートの使用申請は、前月の15日より温水プール2階事務室において受付けるものとする。

第2 テニスコートの使用予約回数については、団体、個人とも月2回を原則として行うことができるものとし、2回予約後更に使用を望むものについては、使用予定日の2日前より受け付けを行なうものとする。

(使用時間及び使用料)

第3 テニスコートの使用時間及び使用料は、別表第1のとおりとする。

第4 テニスコートの使用料は、全て使用の申請と同時に納入するものとし、天候等やむを得ない事情により使用ができなかった場合には、速やかに連絡をするとともに使用料の払戻しについては、領収書及び印かんを持参の上請求手続きをして下さい。

(使用料の減免措置)

第5 テニスコート使用料の減免については、規則第3条の規定により別表第2のとおり行うものとする。但し、教育委員会が規則第4条により許可をした日時についてのみ適用するものとする。

(遵守事項)

第6 テニスコートを使用しようとするものは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) テニスコート専用シューズを用意し、下履きをしないこと。
- (2) 施設を不潔にしないこと。
- (3) 所定の場所以外で喫煙し、又は飲食しないこと。
- (4) 所定場所以外に出入しないこと。
- (5) 他人に迷惑又は危険となる行為をしないこと。
- (6) 中学校教育の支障にならないこと。

(7) その他、管理上必要な指示に従うこと。

(その他)

第7 その他、この基準に疑義が生じたときは、教育長の意見を求め処理するものとする。

別表第1

大口総合グラウンド使用時間及び使用者別使用料

施設名 使用者 区分 使用料及び使用時間	テニスコート バレーコート	
	町内 (一面)	町内と町外 (一面)
午前 5時30分から 午前 7時30分まで	円 300	円 500
午前 7時30分から 午前 9時30分まで	300	500
午前 9時30分から 午前 11時30分まで	300	500
午前 11時30分から 午後 1時30分まで	300	500
午後 1時30分から 午後 3時30分まで	300	500
午後 3時30分から 午後 5時30分まで	300	500
午後 5時30分から 午後 7時30分まで	300	500

備 考

- 1 町外者が使用する場合の使用料については、町内使用料の倍額とする。
- 2 10月から翌年4月までの間における使用期間は、午前7時30分から午後5時30分までとする。

別表第2

大口町総合グラウンド使用料減免表

区 分		減免額
1	町が使用するとき	全額
2	町内の保育園及び小・中学校が使用するとき	全額
3	体育協会が主催する競技大会	全額
4	社会教育関係団体が使用するとき	1/2の額
5	幼稚園及び高等学校が使用するとき	1/2の額
6	管理者がやむを得ない理由のため特に必要と認めたとき	管理者が必要と認めた額